

○流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則

平成28年4月1日
教育委員会規則第6号

改正 平成29年3月31日教委規則第4号
平成30年1月26日教委規則第1号
平成31年2月18日教委規則第1号
令和元年7月16日教委規則第3号
令和元年11月26日教委規則第8号
令和2年6月26日教委規則第16号
令和3年9月1日教委規則第11号
令和5年6月19日教委規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 学童クラブの定員は、次のとおりとする。

学童クラブ名	定員
江戸川台小学校区第1江戸川台学童クラブ	70
江戸川台小学校区第2江戸川台学童クラブ	45
江戸川台小学校区第3江戸川台学童クラブ	45
西初石小学校区第1西初石子どもルーム	50
西初石小学校区第2西初石子どもルーム	120
流山北小学校区第1ちびっこなかよしクラブ	45
流山北小学校区第2ちびっこのびのびクラブ	45
流山北小学校区第3ちびっこクラブ	35
長崎小学校区ひよどり学童クラブ	100
八木北小学校区第1学童クラブ	45
八木北小学校区第2学童クラブ	120
八木北小学校区第3学童クラブ	220
小山小学校区第1おおたかの森ルーム	70
小山小学校区第2おおたかの森ルーム	40
小山小学校区第3おおたかの森ルーム	50
小山小学校区第4おおたかの森ルーム	50
小山小学校区第5おおたかの森ルーム	160

南流山小学校区第1あすなろ学童クラブ	200
南流山小学校区第2あすなろ学童クラブ	160
西深井小学校区たんぼ学童クラブ	45
東深井小学校区第1もりのいえ学童クラブ	50
東深井小学校区第2もりのいえ学童クラブ	35
東深井小学校区第3もりのいえ学童クラブ	35
流山小学校区第1おおぞら学童クラブ	70
流山小学校区第2おおぞら学童クラブ	60
流山小学校区第3おおぞら学童クラブ	160
新川小学校区つくしんぼ学童クラブ	50
八木南小学校区そよかぜ学童クラブ	45
鱒ヶ崎小学校区第1ひまわり学童クラブ	50
鱒ヶ崎小学校区第2ひまわり学童クラブ	40
鱒ヶ崎小学校区第3ひまわり学童クラブ	80
東小学校区第1あずま学童クラブ	60
東小学校区第2あずま学童クラブ	80
向小金小学校区第1学童クラブ	35
向小金小学校区第2学童クラブ	35
おおたかの森小学校区学童クラブ	400
おおぐろの森小学校区学童クラブ	240
市野谷小学校区学童クラブ	280
南流山第二小学校区学童クラブ	228

2 前項の定員にかかわらず、指定管理者は、施設面積が児童1人当たり1.65平方メートルを確保できる場合には、同項の定員を超えて児童を入所させることができる。

(入所申請及び許可)

第3条 条例第9条の規定による申請をしようとする者は、流山市学童クラブ入所申請書(別記第1号様式)に、教育委員会が必要とする者の就労状況を証明する書類その他教育委員会が必要があると認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第9条の規定による許可をしたときは、流山市学童クラブ入所許可通知書(別記第2号様式)により前項の申請をした者に通知するものとする。

3 指定管理者は、学童クラブへの入所許可をしないときは、流山市学童クラブ入所不許可通知書(別記第3号様式)により第1項の申請をした者に通知するものとする。

(入所許可の取消し)

第4条 指定管理者は、条例第11条の規定により許可の取消しをしたときは、流山市学童クラブ入所許可取消し通知書（別記第4号様式）により保護者に通知するものとする。

（保育料の減免申請）

第5条 保護者が条例第14条第2項の規定による申請を行う場合は、流山市学童クラブ保育料減免申請書（別記第5号様式）に、前年度分の市区町村民税の額を証する書類その他教育委員会が必要があると認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、流山市学童クラブ保育料減免可否決定通知書（別記第6号様式）により、保護者に通知するものとする。

（退所届）

第6条 保護者は、学童クラブを退所しようとするときは、流山市学童クラブ退所届（別記第7号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 入所申請及び許可並びにこれに関し必要な手続きは、指定管理者が定めるところにより、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成29年3月31日教委規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月26日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月18日教委規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 入所申請及び許可並びにこれに関し必要な手続きは、指定管理者が定めるところにより、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和元年7月16日教委規則第3号）

この規則は、令和元年7月16日から施行する。

附 則（令和元年11月26日教委規則第8号）

この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和2年6月26日教委規則第16号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月1日教委規則第11号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月19日教委規則第13号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記（省略）